

新潟医療福祉大学における研究データの保存等に関するガイドライン

1. 目的

このガイドラインは、新潟医療福祉大学における研究活動に係る不正行為防止に関する規程に基づき、学長が定める保存又は開示する研究データの内容、保存期間、保存方法及び開示方法等についての指針を示し、適正な研究活動を推進することを目的とする。

2. 研究活動の記録・保存

- (1) 実験または観察をはじめとする研究活動においては、その過程を実験ノートなどの形で記録に残さなければならない。
- (2) 実験ノートには、実験等の操作の記録やデータ取得の条件等を、後日の利用・検証に役立つよう十分な情報を記載し、かつ、事後の変更を許さない形で作成しなければならない。
- (3) 実験ノートは研究活動の一次情報記録として適切に保管しなければならない。
- (4) 論文や報告等、研究成果発表のもととなった研究資料（数値データや画像、試料等）は、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存しなければならない。
- (5) 保存に際しては、後日の利用・参照に堪えるように作成者、作成日時及び属性等を整備するとともに、検索可能性、追跡性可能性の担保に留意しなければならない。
- (6) 研究データ等は、それらを生み出した研究者自身が責任をもって保存・管理しなければならない。
- (7) 研究倫理教育責任者は、研究者等に対し、研究倫理教育の一環として本ガイドライン等に基づく適切な研究データ等の保存・管理等について、教育、指導に努めなければならない。

3. 保存期間

- (1) 研究データ等のうち、実験ノート、数値データ、画像等、「資料」の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。電子データについては、作成者、作成日時及び属性等の整備と適切なバックアップ等の作成により再利用可能な形で保存すること。なお、その他紙媒体の資料等についても、少なくとも10年の保存が望ましいが、保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合には、合理的な説明がつく範囲で廃棄することも可能とする。
- (2) 研究データ等のうち、試料（実験試料、標本）や装置等、「もの」の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後5年間とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの（実験自体で消費されてしまう試料等）や、保存に多大なコストがかかるものについてはこの限りではない。

- (3) 本ガイドラインは、最低限保存する期間を示すものであり、当該論文等が世界的に極めて顕著な研究成果である場合や長く保存することが可能である場合等については、本ガイドラインに定める保存期間にかかわらず、必要に応じ、保存期間を延長できるものとする。
- (4) 本ガイドラインに定める保存期間の終了以前に、合理的な理由なく故意に廃棄した場合等は、不正行為とみなされる場合がある。

4. 退職等の取扱い

研究者が異動または退職により転出する場合は、当該研究者の研究を引き継ぐ者が、バックアップをとって保管するか所在を確認し追跡可能としておく等の措置を講じるものとし、当該研究を引き継ぐ者がいない場合は、転出前の部局等において、これに準じた措置を講じるものとする。

5. 開示等

研究者等は、論文等の形で発表した研究成果について、調査委員会等の求めに応じ、研究活動の適正性について科学的根拠をもって説明するとともに、必要に応じ、研究データ等を開示しなければならない。なお、異動や退職後もその責を負うものとする。

6. その他

個人データ等、研究データ等に関して、その取扱い及び保存期間等について法令等により規定されているものがある場合には、当該研究データ等についてはその法令等の定めに従うものとする。また、特定の研究プロジェクトに関する成果物について、配分機関との取り決め等がある場合にはそれに従うものとする。

ただし、法令等及び取り決め等に定める保存期間が本ガイドラインに定める期間より短い場合、当該研究データ等に係る保存期間は、本ガイドラインに定める期間とする。

7. 実施

このガイドラインは、2021年11月1日から実施する。